

第**97**回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月24日(火曜日)
午前10時

開催
場所

当社 4階ホール
名古屋市西区那古野一丁目1番12号

株式会社 **カノークス**

証券コード 8076

目次

- P.1** 第97回定時株主総会招集ご通知
- P.3** 議決権行使についてのご案内
- P.6** 株主総会参考書類
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 当社取締役（社外取締役を含む）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- P.13** 事業報告
- P.27** 連結計算書類
- P.36** 計算書類
- P.44** 監査報告書

(証券コード8076)
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日2025年6月2日)

株 主 各 位

名古屋市西区那古野一丁目1番12号
株式会社 カノークス
代表取締役社長 小 河 正 直

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第97回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.canox.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード欄に「カノークス」又は「8076」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR書類」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3～5頁）に記載の方法により、**2025年6月23日（月曜日）午後5時20分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場所 名古屋市西区那古野一丁目1番12号
当社 4階ホール
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第97期（自 2024年4月1日
至 2025年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（自 2024年4月1日
至 2025年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 当社取締役（社外取締役を含む）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日はノーネクタイのクールビズスタイルにてご対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

6頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使

詳細は4～5頁をご覧ください。

インターネットにより議決権行使サイト (<https://www.evoting.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

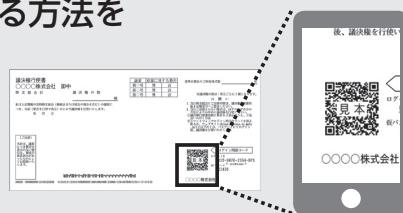
事前にインターネットにより議決権行使いただいた株主の皆様には、議案の賛否に関わらず、抽選で200名様に電子ギフト(500円相当)を贈呈いたします。インターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2025年6月23日(月) 午後5時20分まで

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。



次頁に詳しくご紹介しています



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日(月) 午後5時20分到着まで



株主総会へ出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

※代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、本株主総会において議決権を行使しうる他の株主様1名に限らせていただきます。

株主総会開催日時

2025年6月24日(火) 午前10時

スマートフォンによる議決権行使

事前にスマートフォンにより議決権を行使いただきますと、抽選で200名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

「スマートフォン用議決権行使サイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要で議決権行使サイトにアクセスできます。

行使
期限

2025年6月23日(月)
午後5時20分まで

1 QRコードを読み取る



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使サイトログインQRコード」をスマートフォンで読み取ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



表示された URL を開くと
議決権行使サイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

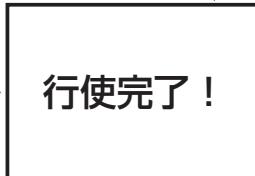


3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の
賛否をご入力ください。

4 行使完了



行使内容の確認画面で
問題なければ「送信」ボタンを
押して行使完了！



インターネットによる議決権行使

事前にインターネットにより議決権を行使いただきますと、抽選で200名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

インターネットにより議決権行使サイト (<https://www.evoting.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき議決権をご行使ください。

行使
期限

2025年6月23日(月)
午後5時20分まで

ご注意事項

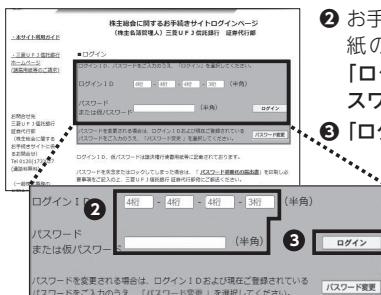
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主様のご負担となります。

1 議決権行使サイトへアクセスする (パソコンの場合)



① 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関する
お問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで



複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おがわ まさ なお 小河 正直 (1966年10月25日生)	1990年10月 当社 入社 2015年10月 当社 東北支店長兼(株)カノークス北上 (現 (株)カノークス鋼管北上) 代表取締役社長 2021年10月 当社 経営管理本部経営企画部長 2022年4月 当社 経営管理本部経営企画部長 兼IR・サステナビリティ推進室長 2022年6月 当社 執行役員経営管理本部経営企画部長 兼IR・サステナビリティ推進室長 2023年6月 当社 取締役執行役員経営管理本部経営企画部長 兼IR・サステナビリティ推進室長 2023年10月 当社 取締役執行役員経営企画部長 兼IR・サステナビリティ推進室長 2024年4月 当社 取締役執行役員社長補佐 2024年6月 当社 代表取締役社長(現任) [取締役候補者とした理由] 2015年10月より当社東北支店長、関係会社社長として支店、関係会社経営及び営業経験を有しております。また2021年10月より当社経営管理本部経営企画部長、2022年6月より当社経営企画担当執行役員、2023年6月より当社取締役、2024年6月より当社代表取締役社長としての経営経験を有しております。これまでの当社における豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	こにし のぶ お 小西 伸雄 (1965年8月5日生)	<p>1988年4月 当社 入社</p> <p>2009年4月 当社 営業統括部長</p> <p>2013年6月 当社 大阪(現 関西)支店長</p> <p>2015年4月 当社 理事関西支店長兼営業本部副本部長</p> <p>2017年6月 当社 執行役員経営企画部長</p> <p>2018年6月 当社 取締役執行役員経営企画部長</p> <p>2020年4月 当社 取締役執行役員経本部長兼経営企画部長</p> <p>2020年6月 当社 取締役常務執行役員経本部長兼経営企画部長</p> <p>2021年4月 当社 取締役常務執行役員経営管理本部長 兼経営企画部長</p> <p>2021年10月 当社 取締役常務執行役員経営インフラ統括管掌 兼経営管理本部長</p> <p>2023年10月 当社 取締役常務執行役員経営インフラ統括管掌 兼管理本部長</p> <p>2024年4月 当社 取締役常務執行役員東京支社長</p> <p>2025年4月 当社 取締役常務執行役員営業本部長 鋼管建材管掌兼東京支社長(現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 2013年6月より当社大阪(現 関西)支店長として、支店経営及び営業経験を有しており、2017年6月より当社経営企画担当執行役員として、また2018年6月より当社取締役としての経営経験を有しております。これまでの当社における豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。</p>	6,600株
3	ふじ もと よし ひさ 藤本 善久 (1965年6月25日生)	<p>1989年4月 当社 入社</p> <p>2012年10月 当社 東京支社営業部長</p> <p>2014年6月 当社 名古屋本店副本店長</p> <p>2015年4月 当社 名古屋本店長</p> <p>2017年6月 当社 関西支店長</p> <p>2020年4月 当社 東京支社長</p> <p>2020年6月 当社 執行役員東京支社長</p> <p>2021年6月 当社 取締役執行役員東京支社長</p> <p>2022年4月 当社 取締役執行役員営業本部長 鋼板・鋼管建材管掌兼東京支社長</p> <p>2023年6月 当社 取締役常務執行役員営業本部長 鋼板・鋼管建材管掌兼東京支社長</p> <p>2024年4月 当社 取締役常務執行役員営業本部長 兼西日本支社長</p> <p>2025年4月 当社 取締役常務執行役員営業本部長鋼板管掌 兼西日本支社長(現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 2015年4月より当社名古屋本店長、関西支店長、東京支社長として、支店経営及び営業経験を有しております。また、2020年6月より当社執行役員として、2021年6月より当社取締役として経営経験を有しております。これまでの当社における豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。</p>	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p>たなか のぶ ゆき 田中之介 (1967年3月25日生)</p>	<p>1989年4月 当社 入社 2014年7月 当社 東北支店長兼(株)カノークス北上 (現 (株)カノークス鋼管北上) 代表取締役社長 2015年10月 当社 名古屋本店自動車鋼材部長 2021年4月 当社 名古屋本店長 2021年7月 当社 理事名古屋本店長 2022年6月 当社 執行役員営業本部長自動車鋼材管掌 兼名古屋本店長 2022年12月 当社 執行役員営業本部長自動車鋼材管掌 兼名古屋本店長兼名古屋本店鋼板部長 2023年6月 当社 取締役執行役員営業本部長自動車鋼材管掌 兼名古屋本店長兼名古屋本店鋼板部長 2023年10月 当社 取締役執行役員営業本部長自動車鋼材管掌 兼名古屋本店長 2024年4月 当社 取締役執行役員経営企画部長 兼IR・サステナビリティ推進室長 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 2014年7月より当社東北支店長、関係会社社長、2021年4月より当社名古屋本店長として、支店、関係会社経営及び営業経験を有しております。また、2022年6月より当社執行役員、2023年6月より当社取締役として経営経験を有しております。これまでの当社における豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。</p>	2,100株
5	<p>はなだ ひろ ゆき 花田寛之 (1970年6月26日生)</p>	<p>1993年4月 当社 入社 2018年4月 当社 本社経理部長兼審査法務部審査法務課長 2019年4月 当社 本社財務・経理部長兼審査法務部審査法務課長 2020年6月 当社 本社財務・経理部長兼審査法務部長 2021年4月 当社 本社財務・審査部長 2022年4月 当社 本社審査部長 2024年4月 当社 経営インフラ統括管掌兼管理本部長 2024年6月 当社 取締役執行役員経営インフラ統括管掌 兼管理本部長 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社への入社以来、長年にわたり経理業務を中心とした管理部門業務に携わり、財務及び会計に関する豊富な知見、経験を有しております。また、2024年6月より当社取締役として経営経験を有しております。これまでの当社における豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。</p>	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 独立 社外 </div> <p>おく がわ てつ や 奥川 哲也 (1962年7月21日生)</p>	<p>1985年4月 名古屋国税局採用 1993年9月 佐藤澄男税理士事務所（現税理士法人名南経営）入所 1993年10月 税理士登録 1994年10月 野田勇司公認会計士・税理士事務所入所 2001年7月 公認会計士・税理士 祖父江良雄事務所 (現デロイトトーマツ税理士法人) 入所 (2007年6月パートナーに就任) 2013年4月 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授（現任） 2018年4月 奥川哲也税理士事務所を開設、同所所長（現任） 2021年6月 (株)ミダック（現 (株)ミダックホールディングス） 監査等委員である社外取締役（現任） 2024年6月 当社 取締役（現任）</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 税理士として財務及び会計に関する豊富な知見、経験を有するほか、税理士法人でのパートナーとしての経営経験、大学客員教授としての経験、企業での社外取締役の経験を有しております。また、2024年6月より当社社外取締役として経営に携わっております。これまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p>	なし
7	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 新任 社外 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 独立 </div> <p>つじ か よ こ 辻 佳世子 (1970年3月30日生)</p>	<p>1998年4月 弁護士登録 名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会）入会 中山信義法律事務所 入所 2005年4月 中山・辻法律事務所 開設 パートナー就任 2023年2月 辻法律事務所 開設 所長就任（現任）</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 弁護士として法律に関する豊富な知見を有するほか、法律事務所の経営経験を有しております。これまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p>	なし

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥川哲也、辻佳世子の両氏は社外取締役候補者であります。なお、奥川哲也氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 奥川哲也氏は(株)東京証券取引所と(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。また、辻佳世子氏は(株)東京証券取引所と(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であり、本議案が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社と奥川哲也氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。また、本議案が承認された場合、辻佳世子氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考)

当社の社外役員については、透明性の高い経営と強い経営監視機能を発揮するコーポレートガバナンス体制を高いレベルで確立し、企業価値の向上を図るため、その独立性を判断する基準を以下のとおり定めております。

社外取締役及び社外監査役は以下の社外役員独立性基準のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- (1) 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者
- (2) 当社の主要株主(議決権ベースで10%以上)の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員及び業務執行者
- (3) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - ①当社グループの主要な取引先（販売先及び仕入先で年間取引高が連結売上高の2%以上の先）
 - ②当社グループの主要な借入先（借入残高が連結総資産残高の2%以上の借入先）
 - ③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
- (4) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- (5) 当社グループから多額（過去3年間いずれかの年に年1千万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
- (6) 当社グループから多額（過去3年間いずれかの年に年1千万円以上）の寄付を受けている者
- (7) 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
- (8) 近親者（二親等以内の親族又は同居の親族）が上記(1)から(7)までのいずれかに該当する者
- (9) 過去3年間において、上記(2)から(8)までのいずれかに該当していた者
- (10) 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

第2号議案 当社取締役（社外取締役を含む）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬の額は2005年6月28日開催の第77回定時株主総会において、取締役の総報酬額について年額180百万円以内とご承認いただいております。今般、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を含む、以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬とは別枠で対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内（うち社外取締役は年額9百万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定いたします。

なお、対象取締役は取締役会決議に基づき本制度により支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（うち社外取締役は年1,800株以内）といたします。（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものといたします。）

また、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定するものといたします。また、これによる当社普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものといたします。

なお、当社の現在の取締役は7名（うち社外取締役は2名）であります。第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当該員数及び内訳は変わらないことから、本議案に基づく報酬の対象取締役は7名（うち社外取締役は2名）となります。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数、その他の条件は、上記の目的、当社の業況、その他諸般の事情を考慮し、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会にて審議・答申の上、取締役会にて決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は本割当契約により割当を受けた日より、当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限期間中に法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、本割当株式のすべて、もしくは一部を当社が無償取得することができる。

(3) 譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間の満了をもって解除する。ただし、対象取締役が役務提供期間が満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。また、当社は上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は当社の取締役会において定めるものとする。

ご参考

本株主総会において本制度の導入をご承認いただいた場合には、当社の取締役を兼務していない執行役員に対しても本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以上

事業報告

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や企業業績の回復などにより経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善する中で、景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、地政学リスクの長期化や不安定な為替変動のほか、原材料価格の高騰による物価上昇や米国の政策動向による世界経済の下振れリスクなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、国内鋼材需要が伸び悩んだ一年となりました。自動車産業においては、リコールや型式認証不正問題による稼働停止、減産により、国内自動車生産台数は前年度を下回る結果となりました。また、建設・建築分野においては、資材高騰や人手不足の影響により、建設計画の見直しや工期遅れなどが目立ち、需要は低調に推移しました。このような環境下、当社グループは「カノークス第二の創業～持続的成長に向けて再起動」をテーマに掲げた第10次中期経営計画の最終年度の締めくくりとして、重点施策である①コア事業の持続的成長、②信頼のサプライチェーンの堅持、③ステークホルダー貢献、④EVシフト、マルチマテリアル、カーボンニュートラルへの対応の目標達成に向けて、全社を挙げて取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度での売上高は1,730億13百万円（前年同期比0.3%増）となりました。また利益面においては、営業利益が25億12百万円（同0.7%減）、経常利益は28億57百万円（同0.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億87百万円（同1.8%増）となり、前連結会計年度に続き、売上高、経常利益、当期純利益ともに過去最高を更新しました。

なお、売上高の品種別内訳は次のとおりであります。

「鋼板」	1,116億 8百万円
「鋼管」	257億65百万円
「ステンレス等」	329億82百万円
「条鋼」	20億 4百万円
「その他」	6億53百万円

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、長期借入金5億円の新規借入が発生しましたが、短期借入金13億円の返済と長期借入金15億12百万円の返済を実施しました。これにより、23億12百万円の借入金の減少となりました。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、自動車産業においては、2024年度の生産減少要因が解消し、回復傾向にあるものの、米国による関税政策の動向次第では不透明な状況が続くものと思われまます。また、建設・建築分野においては、人手不足や資材価格の高止まりが続くものとみられ、2024年度並に推移することが見込まれます。

このような環境下、当社グループは、「地域社会と地域産業の持続的成長に信頼のサプライチェーンで貢献する」というパーパスのもと、収益力の強化、財務指標の向上、カーボンニュートラルへの対応、サプライチェーンの拡大、DXの推進に取り組んでまいります。

第10次中期経営計画は当連結会計年度に終了し、2025年度より第11次中期経営計画の新たな3か年がスタートします。

変化する社会のニーズや価値観に応え、より良き社会の実現を目指し、すべてのステークホルダーに貢献できるようグループ一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様には一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第94期 (2022年3月期)	第95期 (2023年3月期)	第96期 (2024年3月期)	第97期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	116,521	151,674	172,485	173,013
経 常 利 益 (百万円)	2,731	2,567	2,834	2,857
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,886	1,777	1,952	1,987
1株当たり当期純利益 (円)	192.91	181.80	202.62	218.05
総 資 産 (百万円)	75,096	88,541	91,410	87,729
純 資 産 (百万円)	25,769	26,502	29,570	31,695
1株当たり純資産額 (円)	2,635.22	2,710.20	3,334.33	3,388.51

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、第96期より自己株式に「株式需給緩衝信託[®]」が保有する当社株式を含めております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第94期 (2022年3月期)	第95期 (2023年3月期)	第96期 (2024年3月期)	第97期(当期) (2025年3月期)
売 上 高(百万円)	116,384	151,521	172,296	172,818
経 常 利 益(百万円)	2,702	2,582	2,757	2,843
当 期 純 利 益(百万円)	1,862	1,743	1,895	1,989
1株当たり当期純利益(円)	190.50	178.32	196.80	218.23
総 資 産(百万円)	73,990	87,718	89,422	86,371
純 資 産(百万円)	25,139	25,993	28,317	30,862
1株当たり純資産額(円)	2,570.76	2,658.12	3,193.01	3,299.46

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、第96期より自己株式に「株式需給緩衝信託[®]」が保有する当社株式を含めております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社カノークス鋼管関東	50百万円	100.00%	鋼管切断加工
株式会社カノークス建材	30	100.00	倉庫荷役及び鋼管切断加工
株式会社カノークス鋼管北上	80	100.00	鋼管切断加工及び運送事業
株式会社カノークス鋼管九州	50	100.00	鋼管切断加工
株式会社カノークス鋼管東海	60	100.00	鋼管切断加工

(注) 株式会社カノークス鋼管関東は2025年4月1日付で株式会社カノークス建材関東に商号変更しております。以下、本事業報告書において、株式会社カノークス鋼管関東に関する注記は省略します。

(6) 主要な事業内容

鉄鋼、鉄鋼関連商品の販売及び加工

(7) 主要な営業所及び工場

① 当 社

本 社 名古屋市西区那古野一丁目1番12号
 本店・支社 名古屋本店、東京支社、西日本支社
 支 店 関西支店（大阪府）、九州支店（福岡県）、東北支店（岩手県）
 営 業 所 札幌営業所、金沢営業所、静岡営業所、中国営業所（広島県）、
 四国営業所（愛媛県）
 加工工場 空見センター・豊田センター（愛知県）、市川センター（千葉県）
 及び倉庫 北関東倉庫（群馬県）、四国センター（愛媛県）、板付倉庫（福岡県）

② 子 会 社

(株)カノークス鋼管関東（群馬県）、(株)カノークス建材（愛知県）
 (株)カノークス鋼管北上（岩手県）、(株)カノークス鋼管九州（大分県）
 (株)カノークス鋼管東海（愛知県）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比較増減
303名	7名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
197名	7名増	40歳3ヶ月	15年5ヶ月

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,500 百万円
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	5,600

※ 株式会社愛知銀行は2025年1月1日付で株式会社あいち銀行に商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 19,443,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,778,283株(自己株式1,325,217株を除く)
 (3) 株 主 数 7,867名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	3,380 千株	34.57 %
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	455	4.66
野村信託銀行株式会社(カノークス株式需給緩衝信託口)	424	4.34
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	343	3.51
株 式 会 社 岡 島 パ イ プ 製 作 所	331	3.39
加 納 光 太 郎	219	2.24
モ リ 工 業 株 式 会 社	200	2.05
双 日 マ シ ナ リ ー 株 式 会 社	180	1.84
株 式 会 社 田 窪 工 業 所	140	1.43
加 納 勝 彦	97	1.00

- (注) 1. 当社は、自己株式1,325千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 なお、自己株式には「株式需給緩衝信託[®]」(株主名は「野村信託銀行株式会社(カノークス株式需給緩衝信託口)」)が保有する当社株式は含めておりません。ただし、1. 企業集団の現況に関する事項(4) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおり、会計上は企業会計の基準に準拠し、自己株式として会計処理をしております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	小 河 正 直	社長
取 締 役	小 西 伸 雄	東京支社長
取 締 役	藤 本 善 久	営業本部長兼西日本支社長
取 締 役	田 中 之 介	経営企画部長兼IR・サステナビリティ推進室長
取 締 役	花 田 寛 之	経営インフラ統括管掌兼管理本部長
取 締 役	宮 島 元 子	弁護士、フタバ産業(株)社外取締役
取 締 役	奥 川 哲 也	税理士、奥川哲也税理士事務所 所長、 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授、 (株)ミダックホールディングス監査等委員である社外取締役
常勤監査役	小 林 克 成	
監 査 役	荒 井 太 郎	大阪商業大学総合経営学部特任教授、 山形大学人文社会科学部非常勤講師、愛知大学法学部非常勤講師
監 査 役	毛 利 泰 康	公認会計士、グランドグリーン(株)常勤監査役 (社外)

- (注) 1. 取締役のうち宮島元子、奥川哲也の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち小林克成、荒井太郎、毛利泰康の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 宮島元子、奥川哲也、小林克成、荒井太郎及び毛利泰康の5氏は(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
4. 監査役毛利泰康氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
5. フタバ産業(株)と当社との間に商取引があります。
6. 奥川哲也税理士事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
7. 名古屋経済大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
8. (株)ミダックホールディングスと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
9. 大阪商業大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
10. 山形大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
11. 愛知大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
12. グランドグリーン(株)と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
13. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 2024年6月28日開催の第96回定時株主総会の終結の時をもって、代表取締役社長高木清秀氏、取締役宮内豊の両氏は任期満了により退任し、新たに花田寛之、奥川哲也の両氏が取締役に選任され、それぞれ就任しました。
- ② 2024年6月28日開催の第96回定時株主総会の終結の時をもって、監査役亀田善也氏は任期満了により退任し、新たに小林克成氏が監査役に選任され、就任しました。

14. 当社は執行役員制度を採用しており、当期末における各執行役員の役職、氏名及び担当は次のとおりであります。

役 職	氏 名	担 当
※ 常務執行役員	小 西 伸 雄	東京支社長
※ 常務執行役員	藤 本 善 久	営業本部長兼西日本支社長
※ 執 行 役 員	田 中 之 介	経営企画部長兼IR・サステナビリティ推進室長
※ 執 行 役 員	花 田 寛 之	経営インフラ統括管掌兼管理本部長
執 行 役 員	水 野 伸	名古屋本店長兼自動車鋼材部長

(注) ※を付した執行役員は取締役を兼任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役宮島元子、奥川哲也の両氏及び社外監査役小林克成、荒井太郎、毛利泰康の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役報酬は当社の経営課題の実現に向けたモチベーションを喚起する目的、またステークホルダーへ配慮した持続的な成長による企業価値の向上を図るうえで、各々の取締役が果たすべき役割を発揮するための対価として機能することを目的としています。

取締役の報酬は月次定額固定制となっており、当社業績、財務体質、他社の水準等を総合的に判断し、取締役の役割・責務ごとに設定し、加えて各事業年度の連結経常利益に基づいて業績給を設け、各取締役の業務執行機能、経営監視機能の発揮度に応じ査定し加減算しております。これらの報酬は確定額報酬であり、個人別の報酬等の額の全部を占めております。役員賞与の支払いはなく、役員退職慰労金制度も廃止しております。

なお、当社は2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。また、2022年1月28日開催の取締役会において指名・報酬委員会を設置することを決議しております。

当社は取締役・執行役員の指名や報酬など特に重要な事項の検討に当たり、役員の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。

取締役の報酬額の決定に当たっては、取締役会より諮問を受けた指名・報酬委員会にて、各取締役の月次定額固定報酬の額の適正並びに妥当性が審議され、取締役会への答申に基づき、取締役会決議による委任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬委員会の審議・答申を尊重して決定することとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の種類別の額			報酬等の総額	支給人数
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役(社外取締役を除く)	129百万円	—	—	129百万円	6人
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役	9百万円	—	—	9百万円	3人
社外監査役	23百万円	—	—	23百万円	4人
計	163百万円	—	—	163百万円	13人

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の取締役及び監査役の支給人数には、2024年6月28日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任された取締役2名、監査役1名を含んでおります。
 3. 株主総会決議による報酬限度額(年額)は次のとおりであります。
 取締役 180百万円(2005年6月28日 第77回定時株主総会決議)
 監査役 40百万円(同 上)
 当該定時株主総会終了後の取締役の員数は8名、監査役の員数は3名であります。
 なお、当該株主総会決議による限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、指名・報酬委員会が多角的な観点から審議を行い、取締役の報酬等の内容及び決定プロセスが決定方針に沿うものであることを確認しております。

取締役会は指名・報酬委員会からの答申を尊重し、報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社子会社のすべての取締役及び監査役、執行役員

② 保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

保険料は全額当社が負担しております。

(7) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

I. 取締役 宮島元子

当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社の経営全般に対し助言・提言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の選任及び取締役の報酬などの客観性と公正性の確保において重要な役割を果たしております。

II. 取締役 奥川哲也

社外取締役就任後開催の取締役会のすべてに出席し、税理士としての専門的見地から、当社の経営全般に対し助言・提言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の選任及び取締役の報酬などの客観性と公正性の確保において重要な役割を果たしております。

III. 監査役 小林克成

社外監査役就任後開催の取締役会、監査役会のすべてに出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性並びに財務・会計的見地から公正な意見の表明を行い、当社のコーポレートガバナンス向上に大いに寄与しております。

IV. 監査役 荒井太郎

当事業年度開催の取締役会、監査役会のすべてに出席し、主に取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性並びに企業法務部門での職務経験の見地から公正な意見の表明を行い、当社のコーポレートガバナンス向上に大いに寄与しております。

V. 監査役 毛利泰康

当事業年度開催の取締役会、監査役会のすべてに出席し、主に取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性並びに公認会計士としての専門的見地から公正な意見の表明を行い、当社のコーポレートガバナンス向上に大いに寄与しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障等があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

5. 会社の体制及び方針

I. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は会社法の要請する取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し次のとおり定めております。

(1) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員は当社の企業理念である「社是」を基本に据えた「カノークスグループ行動規範」に従い、法令や定款を遵守し、誠実かつ公正な企業行動を行う。
また、定期的な研修にてその意義や重要性について繰り返し周知徹底に努める。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する現況、問題点を把握し必要に応じて方針、指示を出す。
- ③ 適切な財務諸表作成のために、経理部長は「経理に関する諸規程」の周知徹底をはかる。
- ④ コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別にコンプライアンス委員会事務局への直接報告及び社外弁護士宛内部通報窓口を設ける。
- ⑤ 監査室は、定期的に各店、子会社の監査を行い、その結果を取締役、監査役へ報告する。
また、取締役は必要な改善の指示を行う。
- ⑥ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等の外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については「文書管理規程」に基づき所定の期間保存する。
 - ② 次に掲げる文書は本社に10年以上保管し、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。
「株主総会議事録」「取締役会議事録及び資料」「決算書類」「稟議書」
- (3) 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、当社グループの企業活動に伴うリスクを把握・分析し、リスク顕在化の未然防止、影響を最小限に留めるべく「リスク管理組織・運営規程」を制定している。リスク管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置しており、会社存続に関わる重大なリスクが発生した場合は対策本部を設置し、対応にあたる。
 - ② 災害等の発生に備えて、防災用品の備置や大規模災害時初動対応手順書の整備等を行う。
- (4) 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は取締役会の承認を受けた経営計画に基づき年度経営方針及び各部門の活動計画を策定する。
取締役会及び営業会議にて定期的なレビューを行い、業務執行の実効性を高める。
 - ② 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人において、各職位の職務及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌について「業務分掌規程」、「権限規程」、「関係会社管理規程」を制定し効率的な経営を行うとともに、それに従った職務・責任体制で業務が行われているかどうか、定期的に監査を行う。
- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社管理規程に基づき、経営企画部が子会社の総括部門として、子会社から報告を受け経営や業績の状況を把握し、経営企画部管掌役員は、月一回開催する取締役会にて報告する。
 - ② 子会社の経営の主体性を尊重しつつ、当社グループの適正な経営のため当社との事前協議事項を取り決め運用する。
 - ③ 当社から子会社への取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、子会社の業務執行状況、リスクマネジメントやコンプライアンスの状況等を確認する。
- (6) 財務報告に関する体制
- 当社グループの財務報告の適正性を確保するため監査室の内部監査により、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理する。そのために、外部専門機関と連携し、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る業務プロセス及びその他の業務プロセスの評価、整備、運用を継続的に行う体制を整備する。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は職務の執行を補助するため、必要に応じて補助者を置くことができる。
- (8) 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項
監査役は補助者の人事評価や人事異動については、監査役の意見を聴取のうえ、決定する。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 常勤監査役は取締役会の他、執行役員会等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を表明する。
 - ② 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、社内規程に基づき、当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人は監査役に対して遅滞なく報告を行う。
また、監査役はいつでも、取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ③ 当社は、前項に従い監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、社内関係部門・会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査にあたっては取締役、執行役員及び関係部門はこれに協力する。
- II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況
当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。
- (1) 取締役会を12回開催し、予算の策定等経営に関する重要な事項や法律等で定められた事項の審議と決定、当社グループの月次業績の報告と分析、必要な対応事項を検討しました。社外取締役は独立した立場から審議・決定に加わり経営の監視・監督を行っております。
 - (2) 監査役会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定の上、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査しました。また、常勤監査役は取締役会の他、執行役員会、営業会議に出席するとともに、取締役への直接の聞き取りを行うなど業務執行やコンプライアンスの状況について経営監視を行っております。
 - (3) 指名・報酬委員会を5回開催し、取締役、執行役員の選任、報酬の適正並びに妥当性を審議しました。それにより役員の指名、報酬等の決定の客観性及び透明性を確保しております。
 - (4) コンプライアンス委員会を4回開催し、当社グループのコンプライアンスの状況、問題点の把握を行いました。また、コンプライアンスを適切に推進していくため、安全衛生委員会、リスク管理委員会、内部統制委員会をそれぞれ4回開催し、コンプライアンス委員会において、各委員会での活動状況及び問題点の報告を行いました。

(5) 監査室による全事業所の内部監査を実施しました。それにより会計処理、業務の適正性、法令遵守、リスク管理等を評価、監視しております。

Ⅲ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は良質な投資に積極的に資源を投じて成長戦略を推進していくとともに、配当性向50%水準をベンチマークとし、株主への安定的かつ継続的な配当を行うことで株主還元を実現することを経営の基本方針としております。

当期の配当金につきましては、中間配当は1株当たり48円、そして期末配当は1株当たり54円とすることを2025年5月23日の取締役会にて決議しました。年間配当金はあわせまして1株当たり102円となります。

また現時点では次期の年間配当金は1株当たり104円を予定しております。

以 上

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	68,500,662	流 動 負 債	45,222,627
現金及び預金	5,225,728	買掛金	15,458,533
受取手形	1,905,458	電子記録債務	3,030,790
電子記録債権	16,378,206	短期借入金	22,900,000
売掛金	23,598,139	1年内返済予定の長期借入金	1,966,392
商品	21,177,890	未払費用	41,880
前払費用	50,606	未払法人税等	435,616
その他	168,827	賞与引当金	288,077
貸倒引当金	△ 4,193	その他	1,101,337
固 定 資 産	19,206,896	固 定 負 債	10,811,069
有形固定資産	5,932,537	社 債	1,000,000
建物及び構築物	2,006,056	長期借入金	5,800,014
機械装置及び運搬具	560,728	繰延税金負債	3,347,764
土地	3,250,615	再評価に係る繰延税金負債	548,398
建設仮勘定	11,800	その他	114,892
その他	103,336	負 債 合 計	56,033,697
無形固定資産	33,448	純資産の部	
ソフトウェア	33,448	株 主 資 本	23,079,858
その他	0	資 本 金	2,310,000
投資その他の資産	13,240,909	資 本 剰 余 金	1,802,600
投資有価証券	12,038,450	利 益 剰 余 金	21,008,903
長期前払費用	33,501	自 己 株 式	△ 2,041,644
退職給付に係る資産	1,054,720	その他の包括利益累計額	8,615,562
その他	121,531	その他有価証券評価差額金	7,202,411
貸倒引当金	△ 7,294	土地再評価差額金	961,915
繰 延 資 産	21,560	退職給付に係る調整累計額	451,235
社債発行費	21,560	純 資 産 合 計	31,695,421
資 産 合 計	87,729,119	負 債 及 び 純 資 産 合 計	87,729,119

連結損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		173,013,544
売 上 原 価		164,729,448
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,284,096
営 業 外 収 益		5,771,997
受 取 配 当 金	1,151	2,512,098
仕 入 割 引	316,800	
受 取 賃 貸 料	190,695	
雑 業 外 費 用	117,532	674,782
支 払 手 数 料	48,602	
支 賃 持 分 法 に よ る 投 資 損 失	188,526	
	31,205	
	69,583	
	20,607	
	19,926	329,849
経 常 利 益		2,857,032
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,857,032
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	852,640	
法 人 税 等 調 整 額	16,613	869,253
当 期 純 利 益		1,987,778
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,987,778

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	2,310,000	1,802,600	20,189,999	△3,166,639	21,135,959
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 898,011		△ 898,011
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,987,778		1,987,778
自己株式の取得				△ 394	△ 394
自己株式の処分		△ 270,862		1,125,389	854,526
利益剰余金から 資本剰余金への振替		270,862	△ 270,862		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	818,904	1,124,994	1,943,898
当 期 末 残 高	2,310,000	1,802,600	21,008,903	△2,041,644	23,079,858

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	6,588,051	977,583	868,959	8,434,595	29,570,555
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△ 898,011
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,987,778
自己株式の取得					△ 394
自己株式の処分					854,526
利益剰余金から 資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	614,360	△ 15,668	△ 417,724	180,967	180,967
当期変動額合計	614,360	△ 15,668	△ 417,724	180,967	2,124,866
当 期 末 残 高	7,202,411	961,915	451,235	8,615,562	31,695,421

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

(株)カノークス鋼管東海、(株)カノークス鋼管関東、(株)カノークス鋼管北上、(株)カノークス鋼管九州、(株)カノークス建材

なお、(株)カノークス鋼管関東は2025年4月1日付で、(株)カノークス建材関東に商号を変更しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称

(株)空見スチールサービス

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、四国営業所、自家倉庫、賃貸資産については、定額法を採用しております。

また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 5年～12年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

鉄鋼製品等の販売に係る収益は、主に卸売又は加工等による販売であり、顧客との契約に基づいて鉄鋼製品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、鉄鋼製品等を引き渡す一時点において、顧客が当該鉄鋼製品等に対する支配を獲得して充足されると判断しておりますが、出荷時点から納品時点までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

当社グループが代理人として鉄鋼製品等の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債償還期間にわたり定額法により償却しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、当連結会計年度末は、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過しているため、その超過額（1,054,720千円）は、「退職給付に係る資産」として投資その他の資産に表示しております。

ハ. 株式需給緩衝信託[®]の会計処理

株式需給緩衝信託[®]により取得した当社株式は、「自己株式」として会計処理をしております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過措置の取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過措置の取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

従来、連結貸借対照表の「流動負債」に表示していた「支払手形及び買掛金」は、「支払手形」の残高がなくなったため、当連結会計年度より「買掛金」として表示しております。

(追加情報)

(1) 当社のコーポレート・ガバナンス強化及び流通株式比率の向上を目的とする株式需給緩衝信託[®]の設定

当社の大株主である事業会社が保有する当社株式の一部について売却意向に伴い、一時的にまとまった数量の株式が市場へ放出された場合における当社株式の短期的な需給悪化、及び株価への影響を勘案し、当社としてそれらの影響を可能な限り軽減することに加え、当社株式価値の維持向上を図りながら、流通株式比率の円滑な向上を実現していくため、株式需給緩衝信託[®]（以下「本信託」という。）により、大株主である事業会社が保有する当社株式の一部を取得し、市場への売却をおこなっております。

本信託は、当社が拠出する資金を原資として東京証券取引所の終値取引（ToSTNeT-2）により当社株式を取得し、その後、信託期間の内に当社株式を市場に売却し、売却代金をあらかじめ定めるタイミングで定期的に当社へ分配するものであり、当社を受益者とする自益信託であります。

従いまして、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号 2015年3月26日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号 2024年3月22日）に従い、「自己株式」として会計処理しております。

本信託により、前連結会計年度に当社株式1,000,000株を2,318,000千円で取得した後、当連結会計年度末までに575,500株を売却し、自己株式が1,334,009千円減少いたしました。このうち、当連結会計年度に485,500株を市場で売却し、自己株式が1,125,389千円減少しております。この結果、当連結会計年度末の連結貸借対照表における自己株式のうち、本信託によるものは、983,991千円となっております。

なお、本信託が保有する当社株式については、「自己株式」として会計処理しているため、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行なわれることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は99,094千円増加し、法人税等調整額が376千円、退職給付に係る調整累計額が5,928千円、その他有価証券評価差額金が93,542千円それぞれ減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は15,668千円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、鉄鋼販売事業の単一セグメントであり、販売品種別に分類した売上収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位:千円)

報告セグメント		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
鉄鋼販売事業	品 種	
	鋼 板	111,608,452
	鋼 管	25,765,176
	条 鋼	2,004,382
	ステンレス等	32,982,128
	そ の 他	653,406
顧客との契約から生じる収益		173,013,544
その他の収益		—
外部顧客への売上高		173,013,544

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、鉄鋼製品等の販売において、他の当事者により当該鉄鋼製品等が提供されるように手配することが当社グループの履行義務である場合は、代理人として取引を行っていると判断しております。

また、顧客への鉄鋼製品等の販売において、リベートを付して販売する場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該リベートの金額を控除しております。

なお、鉄鋼製品等の販売に関する取引の対価は、商品の引渡し後、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	44,901,679
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	41,881,804
契約負債(期首残高)	—
契約負債(期末残高)	—

当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額は
ありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 4,737,114千円

(2) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、
土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法.....土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条
第3号に定める方法により算出

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

(3) 財務制限条項

タームローン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計9行との間で、
シンジケーション方式によるタームローン契約（契約期間 2022年9月30日から7年間、借入金残高 3,500,000
千円）を締結しております。

なお、シンジケーション方式によるタームローン契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、これ
らの条項の一つに抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

①各連結会計年度末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額
又は2022年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上の金額に維持すること。

②各連結会計年度における連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,103,500株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額(千 円)	1 株 当 た り 配 当 額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月24日 取締役会	普通株式	461,162	52	2024年3月31日	2024年6月10日
2024年11月1日 取締役会	普通株式	436,849	48	2024年9月30日	2024年12月2日
計		898,011			

(注) 配当金の総額には、株式需給緩衝信託[®]が基準日時点で保有する当社株式（基準日が2024年3月31日は
910,000株、基準日が2024年9月30日は677,300株）に対する配当金は含まれておりません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	505,104	54	2025年3月31日	2025年6月10日

(注) 配当金の総額には、株式需給緩衝信託[®]が基準日時点で保有する当社株式424,500株に対する配当金は含まれておりません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権、売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に取引先の信用状況を確認し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。また、投資有価証券はすべて株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は、主に運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額233,776千円)は、「その他有価証券」に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	11,804,674	11,804,674	—
(2) 社債	1,000,000	921,748	△78,251
(3) 長期借入金(※)	7,766,406	7,700,213	△66,192

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券	11,804,674	—	—	11,804,674

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社債	—	921,748	—	921,748
長期借入金	—	7,700,213	—	7,700,213

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県と岩手県において、賃貸用の建物及び土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
788,751	769,000

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額……………3,388円51銭

1株当たり当期純利益……………218円05銭

(注) 1株当たり情報の計算において、自己株式数に株式需給緩衝信託[®]が保有する当社株式を含めております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	67,763,614	流 動 負 債	44,920,552
現金及び預金	4,766,607	電子記録債権	3,030,790
受取手形	1,905,458	買掛金	15,512,301
電子記録債権	16,378,206	短期借入金	22,900,000
売掛金	23,582,082	1年内返済予定の長期借入金	1,966,392
商前払費用	20,907,957	リース債務	14,462
未収入金	47,311	未払費用	366,960
その他の金	6,502	未払法人税等	36,172
貸倒引当金	173,682	預り金	430,653
	△ 4,195	賞与引当金	55,582
固 定 資 産	18,585,922	その他の	254,655
有 形 固 定 資 産	5,672,360	固 定 負 債	10,588,137
建物	1,835,499	社債	1,000,000
構築物	169,704	長期借入金	5,800,014
機械及び装置	334,185	リース債務	35,606
車両運搬具	0	繰延税金負債	3,140,258
工具、器具及び備品	25,458	再評価に係る繰延税金負債	548,398
土地	3,250,615	その他の	63,860
リース資産	45,097	負 債 合 計	55,508,690
建設仮勘定	11,800	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	33,448	株 主 資 本	22,699,154
ソフトウェア	33,448	資本	2,310,000
その他の	0	資本剰余金	1,802,600
投資その他の資産	12,880,113	利益剰余金	1,802,600
投資有価証券	11,835,274	利益準備金	20,628,199
関係会社株	386,150	その他利益剰余金	71,564
長期貸付金	115,763	買換資産圧縮積立金	20,556,635
長期前払費用	33,501	別途積立金	44,190
その他の	516,730	繰越利益剰余金	18,270,000
貸倒引当金	7,306	自己株式	2,242,444
繰 延 資 産	21,560	自 己 株 式	△ 2,041,644
社債発行費	21,560	評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,163,252
資 産 合 計	86,371,097	その他有価証券評価差額金	7,201,337
		土地再評価差額金	961,915
		純 資 産 合 計	30,862,407
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	86,371,097

損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	172,818,987
売上原価	164,455,420
売上総利益	8,363,566
販売費及び一般管理費	5,877,923
営業利益	2,485,643
営業外収益	
受取利息	1,940
受取配当金	318,694
仕入割引	190,695
受取貸貨料	198,197
雑収入	45,507
営業外費用	
支払利息	189,991
支払手数料	31,205
貸貨収入原価	156,915
雑損失	18,944
経常利益	2,843,620
税引前当期純利益	2,843,620
法人税、住民税及び事業税	837,602
法人税等調整額	16,613
当期純利益	1,989,403

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金			
					買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,310,000	1,802,600	—	1,802,600	71,564	56,239	17,270,000	2,409,866	19,807,670
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△ 898,011	△ 898,011
当 期 純 利 益								1,989,403	1,989,403
自己株式の取得									
自己株式の処分			△270,862	△ 270,862					
利益剰余金から 資本剰余金への振替			270,862	270,862				△ 270,862	△ 270,862
買換資産圧縮積立金の取崩						△12,048		12,048	—
別途積立金の積立							1,000,000	△1,000,000	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△12,048	1,000,000	△ 167,421	820,529
当 期 末 残 高	2,310,000	1,802,600	—	1,802,600	71,564	44,190	18,270,000	2,242,444	20,628,199

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△3,166,639	20,753,631	6,586,024	977,583	7,563,608	28,317,239
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△ 898,011				△ 898,011
当 期 純 利 益		1,989,403				1,989,403
自己株式の取得	△ 394	△ 394				△ 394
自己株式の処分	1,125,389	854,526				854,526
利益剰余金から 資本剰余金への振替		—				—
買換資産圧縮積立金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			615,312	△ 15,668	599,644	599,644
当期変動額合計	1,124,994	1,945,523	615,312	△ 15,668	599,644	2,545,167
当 期 末 残 高	△2,041,644	22,699,154	7,201,337	961,915	8,163,252	30,862,407

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、四国営業所、自家倉庫、賃貸資産については、定額法を採用しております。

また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）で按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理しております。

また、当事業年度末は、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過しているため、その超過額（395,981千円）は、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

鉄鋼製品等の販売に係る収益は、主に卸売又は加工等による販売であり、顧客との契約に基づいて鉄鋼製品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、鉄鋼製品等を引き渡す一時点において、顧客が当該鉄鋼製品等に対する支配を獲得して充足されると判断しておりますが、出荷時点から納品時点までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

当社が代理人として鉄鋼製品等の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費…社債償還期間にわたり定額法により償却しております。
- ② 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの処理と異なっております。
- ③ 株式需給緩衝信託[®]の会計処理
株式需給緩衝信託[®]により取得した当社株式は、「自己株式」として会計処理をしております。詳細は、連結計算書類の連結注記表「⑤その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項（追加情報）」に記載しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、鉄鋼製品等の販売において、他の当事者により当該鉄鋼製品等が提供されるように手配することが当社の履行義務である場合は、代理人として取引を行っていると判断しております。

また、顧客への鉄鋼製品等の販売において、リポートを付して販売する場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該リポートの金額を控除しております。

なお、鉄鋼製品等の販売に関する取引の対価は、商品の引渡し後、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額…………… 4,292,962千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権…………… 55,915千円

長期金銭債権…………… 115,000千円

短期金銭債務…………… 648,605千円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…………… 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める方法により算出
- ・再評価を行った年月日…………… 2002年3月31日

(4) 財務制限条項

タームローン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計9行との間で、シンジケーション方式によるタームローン契約（契約期間 2022年9月30日から7年間、借入金残高 3,500,000千円）を締結しております。

なお、シンジケーション方式によるタームローン契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、これらの条項の一つに抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

- ①各連結会計年度末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2022年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上の金額に維持すること。
- ②各連結会計年度における連結損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	342,586千円
仕 入 高	3,355,465千円
販売費及び一般管理費の取引高	360,860千円
営業取引以外の取引による取引高	137,486千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	2,234,993	224	485,500	1,749,717

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加	224株
株式需給緩衝信託 [®] により処分した当社株式の減少	485,500株

(注) 株式需給緩衝信託[®]により取得した当社株式は、「自己株式」として会計処理をしております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金		3,585千円
投資有価証券		30,124千円
未払健保厚生保険料		10,557千円
未払事業税等		33,442千円
賞与引当金		77,924千円
退職給付引当金		124,734千円
その他の		60,604千円
繰延税金資産小計		340,973千円
評価性引当額	△	87,988千円
繰延税金資産合計		252,984千円
繰延税金負債		
退職給付信託設定益	△	99,137千円
買換資産圧縮積立金	△	20,127千円
その他有価証券評価差額金	△	3,273,978千円
繰延税金負債合計	△	3,393,242千円
繰延税金負債の純額	△	3,140,258千円
再評価に係る繰延税金資産		
土地再評価差額金		72,649千円
評価性引当額	△	72,649千円
再評価に係る繰延税金資産合計		—
再評価に係る繰延税金負債		
土地再評価差額金	△	548,398千円
再評価に係る繰延税金負債合計	△	548,398千円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△	548,398千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行なわれることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は93,165千円増加し、法人税等調整額が376千円、その他有価証券評価差額金が93,542千円それぞれ減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は15,668千円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	(株)メタルワン	(被所有) 直接 34.7%	鋼材の仕入及び販売	鋼材の仕入	1,890,472	買掛金	470,700

取引条件及び取引条件の決定方針等

鋼材の販売・仕入価格は市場の実勢価格を基準として取り決めております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)カノークス 鋼管東海	(所有) 直接 100.0%	当社商品の切断加工及び資産の賃貸 役員の兼任	資産の賃貸	83,126	—	—
関連会社	(株)空見スチール サービス	(所有) 直接 31.0%	当社商品の剪断加工及び資産の賃貸 役員の兼任	資産の賃貸	21,138	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

資産賃貸料については、総原価を勘案した金額を提示したうえで双方協議により決定しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	五十鈴東海(株)	—	鋼材の販売及び仕入	鋼材の売上	42,871	売掛金	1,421,088
				鋼材の仕入	10,077		
			鋼材の加工委託	有償支給による 加工製品の仕入	574,231	買掛金	1,419,307

取引条件及び取引条件の決定方針等

①鋼材の販売・仕入価格は市場の実勢価格を基準として取り決めております。

②鋼材の委託加工に係る取引価格は、総原価を勘案したうえで、一般的取引条件と同様に決定しております。なお、取引金額につきましては、当社が有償支給した価格を控除した金額となっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額……………3,299円46銭

1株当たり当期純利益……………218円23銭

(注) 1株当たり情報の計算において、自己株式数に株式需給緩衝信託[®]が保有する当社株式を含めております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社カノークス
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 北岡 宏 仁
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 近藤 巨 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カノークスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カノークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社カノークス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北岡 宏仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 巨樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カノークスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株主会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、また連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社カノークス監査役会

常 勤 監 査 役 小 林 克 成
監 査 役 荒 井 太 郎
監 査 役 毛 利 泰 康

(注) 常勤監査役小林克成、監査役荒井太郎及び監査役毛利泰康は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

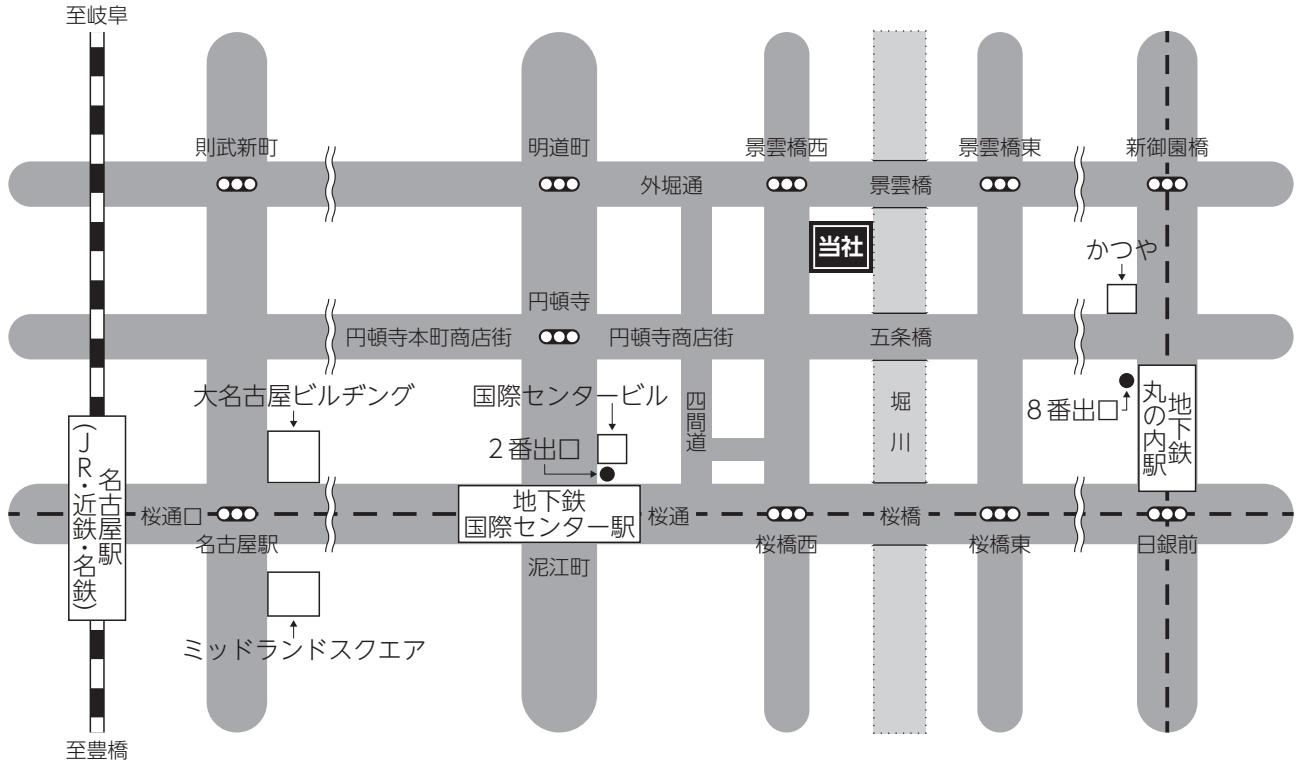
以 上

株主総会会場のご案内

日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付時間：午前9時20分より）

会場 [株式会社カノークス 本社4階ホール] 名古屋市西区那古野一丁目1番12号 電話番号：052-564-3511

※ご来場に当たり、サポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。



交通のご案内

